

生駒市条例第16号

生駒市水道事業の管理者の給与に関する条例をここに公布する。

平成24年3月29日

生駒市長 山下 真

生駒市水道事業の管理者の給与に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、生駒市水道事業の管理者（以下「管理者」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 管理者の給与は、給料、地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当とする。

(給料)

第3条 給料月額は、686,000円とする。

(地域手当)

第4条 地域手当は、給料月額を基礎として、生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年7月生駒市条例第23号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。

(通勤手当)

第5条 通勤手当は、一般職の職員の例により支給する。

(期末手当)

第6条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、生駒市の一般職の職員の給与に関する条例第15条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5

」とあるのは「100分の155」とする。

(退職手当)

第7条 退職手当は、管理者が任期満了したとき、又は退職したときに、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に、給料月額（任期満了した日又は退職した日における給料月額をいう。）に在職月数（管理者となった日の属する月から任期満了した日又は退職した日の属する月までの月数をいい、その月数が48月を超えるときは、48月とする。）を乗じて得た額に100分の25を乗じて得た額を支給する。

(給与の支給方法)

第8条 給与の支給方法は、一般職の職員の例による。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成24年4月1日から平成26年2月2日までの間に任期満了し、又は退職した管理者に支給する退職手当の額は、第7条の規定にかかわらず、同条の規定による退職手当の額から、その額に100分の25を乗じて得た額を減じた額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。